

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 9 月 1 0 日付けで行った、法 2 5 条 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

令和 3 年 9 月 8 日の「お知らせ」について、本件施設の説明は、食費 1 0 0 円増とあるが、生活保護では食費は自分で負担しろとの通知とのこと。

本件処分では、住居代 5 0 0 円のみ値上げの通知となっている。

ケースワーカーは、二言目に「工夫してくれ」と言うが、その工夫はどうしたら良いか教えを請いたいものである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 6月 2日	諮問
令和4年 6月10日	請求人から主張書面を収受
令和4年 8月24日	審議（第69回第4部会）
令和4年 9月20日	審議（第70回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 保護の基準並びに生活扶助及び住宅扶助

法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）においては、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に対して具体的に保護を実施する場合に、実施機関がよるべき基準を設定している。

保護の種類のうち、法12条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われるとし、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内にお

いて行われるとしている。

このうち、生活扶助及び住宅扶助の各項目に係る支給額の算定方法等については、保護基準の別表第1「生活扶助基準」及び同第3「住宅扶助基準」において、それぞれ定めている。

(3) 最低生活費

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7は、最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくことを原則としつつ、そのほかに、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定することとしている。

さらに、次官通知は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測させる生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている（第7・1）。

(4) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、担当職員は、請求人から、本件施設の月額利用料が令和3年10月1日から改定される旨の電話連絡を受けた後、本件施設からの連絡文書により、居住費が47,500円に変更となることを確認したことから、処分庁は、請求人の住宅扶助費を47,500円に変更する旨の本件処分を行ったことが認められる。

そして、本件施設の食費についても、同日から1日当たり100

円増額されることが認められたが、処分庁は、生活扶助の支給額に影響を及ぼす事由ではないとして、生活扶助費を変更しなかったことが認められる。

この点、最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくことを原則とし、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであるとされていること（上記1・(3)）からすれば、被保護者の食費については、保護基準において定められた最低生活費（生活扶助費）によって、賄われるべきものである。

そうすると、本件施設の食費が値上げされることがあっても、これを生活扶助費の変更事由にすることはできないのであって、生活扶助費を変更しなかった本件処分に、違法又は不当があるということとはできない。

また、住宅扶助費の変更については、連絡文書に基づくものであり、適正なものと認められる。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は前記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張する。

本件処分は、前記住宅扶助の点以外には、請求人が受けるべき保護の内容に何らの変更を加えるものではないが、念のため、本件処分における保護費の額について検証する。

請求人（75歳以上）は、〇〇区に居住し、1人世帯であるところ、保護基準別表第1・第1章・1・(2)・アの算定方法によれば、請求人世帯に係る基準生活費（生活扶助費）は71,900円となる。この金額に住宅扶助費47,500円を加算した119,400円から、年金に係る収入認定額65,537円（月額の高齢基礎・厚生年金63,968円に年金生活者支援金3,169円を加算し、介護保険料特別徴収額1,600円を除いた額）を

控除した53,863円が請求人に対して支給されるべき保護費であるところ、この金額は本件処分の保護変更決定通知書記載の扶助決定額と一致する。

したがって、本件処分における保護費の額に違算はなく、また、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子